

【お知らせ】

除草剤を活用した道路除草の試行について

- 日光土木事務所では、道路などの公共施設の除草を行っています。
- 草刈り機による除草作業に伴い、車線規制による渋滞や飛び石事故が発生し、道路利用者の皆様にご迷惑をお掛けしております。
- このような課題を少しでも解消し良好な道路環境を維持するため、当事務所では令和2年8月より道路除草作業の一部に年数回の除草剤散布を試行的に行います。
- 薬剤は「登録農薬」を使用し「希釈倍数」を遵守します。
散布にあたっては「範囲を限定的」とし、「看板による事前予告」や「風の強い日は避ける」など留意します。
- 使用する場所や薬剤、散布方法などの詳細については、別紙『除草剤の使用に関する要領(試行)』をご覧ください。

〈問い合わせ〉 栃木県日光土木事務所 保全部

電話番号：0288-53-1213・1221

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。



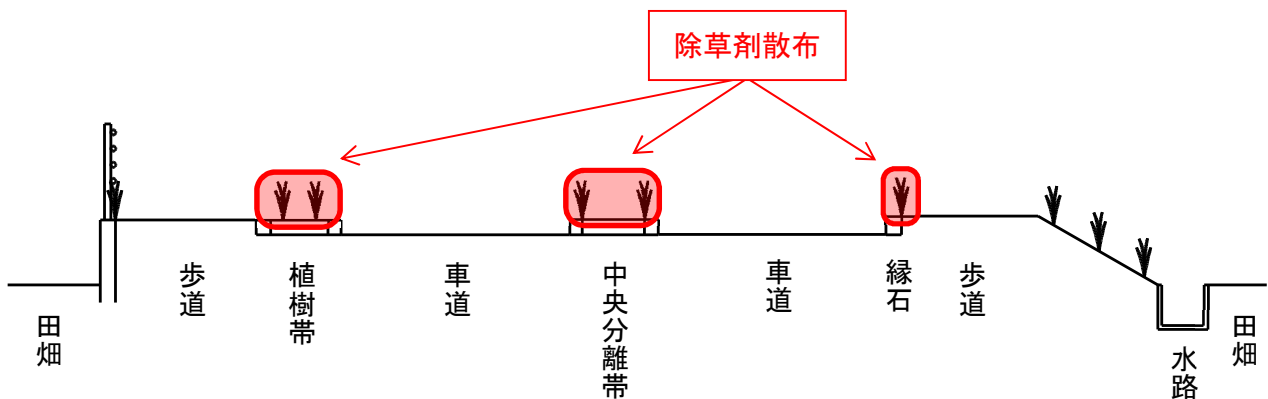
除草剤の使用に関する要領（試行）

1 目的

- (1) 草刈り機による除草作業に伴う、車線規制による渋滞や飛び石事故の発生を抑制し、道路利用者への負担軽減及び良好な道路環境を維持するため。

2 使用場所

- (1) 日光土木事務所管理の道路（日光市内の国道・県道）にのみ使用する。
- (2) 散布範囲は限定的とし、縁石や植樹帯、中央分離帯などに散布し、田畑に隣接する所や農業用水路周辺などには散布しない。
- (3) 実施場所は『位置図』のとおり。



3 使用薬剤

- (1) 農薬取締法に基づき農薬登録されている除草剤を使用する。
- (2) 薬剤の用法・要領を遵守する。

4 散布方法

- (1) 散布前に現地で看板による事前予告を行う。
- (2) 風の強い日や雨の日は散布を行わない。
- (3) 利用者の少ない時間帯を選定し、歩行者・自転車が近くにいる場合は散布をしない。
- (4) 器具の点検・清掃を事前に行う。
- (5) 除草剤用の散布機を使用し、飛散低減ノズルを用い飛散防止カバーを併用する。
- (6) 噴霧状による散布は避け、小さい圧（粒状）で散布し飛散防止に努める。
- (7) 小中学校、保育所、病院、住宅地の隣接地で使用する場合は、飛散防止対策や予告・周知等を特に配慮する。
- (8) 使用した年月日、場所、除草剤の種類、名称、単位面積あたりの使用量、希釈倍数を記録し、5年間保管する。

日光土木事務所管内 除草剤散布

『位置図』

【凡例】

— 散布場所

日光地区都市計画道路図2

1 : 50,000

日光市

塩谷町